

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
己種優先株式	80,000,000
第3種優先株式	10,227,272,728
計	415,307,272,728

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2012年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2012年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,444,936,058	同左 (注)1	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	80,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 (注)2、3、4、5
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	10,227,272,728	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、6、7、8
計	103,752,208,786	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2012年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 当初「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき発行された己種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。当初「預金保険法」に基づき預金保険機構の議決権比率を考慮し発行された第3種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しております。

3 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）

② 修正の頻度

1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
113円80銭
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
878,734,622株（2012年5月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数80,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の0.94%）
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき18円50銭とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。己種優先株式に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
己種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は113円80銭とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額（113円80銭）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額とは、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
 - (5) 取得条項
2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
3円74銭
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
120,320,855,623株（2012年5月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数10,227,272,728株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の128.76%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代え

て用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
己種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
引換価額は8円62銭とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(3円74銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する株式会社りそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

己種第一回優先株式

	第10期下半期 (2011年10月1日から 2012年3月31日まで)	第10期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第1種第一回優先株式

	第10期下半期 (2011年10月1日から 2012年3月31日まで)	第10期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	12,500,000,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	22,661,722,290
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	24.27
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	12,500,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	22,661,722,290
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	24.27
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第2種第一回優先株式

	第10期下半期 (2011年10月1日から 2012年3月31日まで)	第10期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	12,808,217,550
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	31,589,774,226
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	17.84
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	12,808,217,550
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	31,589,774,226
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	17.84
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第3種第一回優先株式

	第10期下半期 (2011年10月1日から 2012年3月31日まで)	第10期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	2,272,727,272
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	4,070,004,068
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	24.57
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	2,272,727,272
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	4,070,004,068
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	24.57
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年7月31日 (注) 1	763	69,653,739	—	279,928	—	279,928
2007年9月28日 (注) 2	△60	69,653,679	—	279,928	—	279,928
2009年4月1日 (注) 3	4,277,973	73,931,653	—	279,928	—	279,928
2009年4月28日 (注) 4	△920,000	73,011,653	—	279,928	—	279,928
2011年4月1日 (注) 5	58,321,500	131,333,153	—	279,928	—	279,928
2011年4月27日 (注) 6	△27,580,944	103,752,208	—	279,928	—	279,928

(注) 1 丁種第一回優先株式についての引換請求による普通株式の発行

2 自己株式（丁種第一回優先株式）の消却

3 乙種第一回優先株式の一斉取得および戊種第一回優先株式の取得請求に伴う普通株式の発行

4 自己株式（乙種第一回優先株式、戊種第一回優先株式）の消却

5 第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式の取得請求に伴う普通株式の発行

6 自己株式（第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式）の消却

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

2012年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	93,444,936	—	—	—	93,444,936	58
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

② 己種第一回優先株式

2012年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第3種第一回優先株式

2012年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	10,227,272	—	—	—	10,227,272	728
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

2012年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	103,752,208	100.00
計	—	103,752,208	100.00

所有議決権数別

2012年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	103,672,208	100.00
計	—	103,672,208	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2012年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,444,936,000 第3種第一回優先株式 10,227,272,000	93,444,936 10,227,272	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 58 第3種第一回優先株式 728	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	103,752,208,786	—	—
総株主の議決権	—	103,672,208	—

② 【自己株式等】

2012年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号の規定に基づく取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式	第1種第一回優先株式 (注) 1	12,500,000,000	—
	第2種第一回優先株式 (注) 2	12,808,217,550	—
	第3種第一回優先株式 (注) 3	2,272,727,272	—
当期間における取得自己株式	—	—	—

(注) 1 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式22,661,722千株を交付しております。

2 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式31,589,774千株を交付しております。

3 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式4,070,004千株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(億円)	株式数(株)	処分価額の総額(億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	第1種第一回優先株式	12,500,000,000	—	—	—
	第2種第一回優先株式	12,808,217,550	—	—	—
	第3種第一回優先株式	2,272,727,272	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は、当会社普通株式の交付と引換えに取得したものであり、取得原価が零であったことから、処分価額の総額については該当ありません。

3 【配当政策】

当社は、自己資本充実に意を払うとともに、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から、配当政策を決定することとしております。

当事業年度の普通株式および各種優先株式の配当につきましては、上記方針に基づき、3月中に中間配当を支払ったほか、当期末におきましても、優先株式、普通株式ともに配当いたしました。

これらの配当は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしております。

また、当社は、定款に「当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年12月31日とする（本定款において、毎年12月31日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。）」旨を定めており、配当回数は、中間配当および期末配当の年2回とする予定としております。

なお、第10期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
2012年3月23日 取締役会決議	普通株式	49,525	普通株式	0.53
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9.25
	第3種第一回優先株式	2,403	第3種第一回優先株式	0.235
	計	52,669		
2012年5月11日 取締役会決議	普通株式	89,707	普通株式	0.96
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9.25
	第3種第一回優先株式	2,403	第3種第一回優先株式	0.235
	計	92,850		

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当社普通株式および優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社普通株式および優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数
取締役 会長		細 谷 英 二	1945年2月24日生	1968年4月 日本国有鉄道 入社 1985年3月 同 天王寺鉄道管理局総務部長 1985年7月 同 経営計画室計画主幹 1987年1月 同 東日本旅客鉄道株式会社 設立準備室次長 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部長 1990年6月 同 総合企画本部経営管理部長 1993年6月 同 取締役 1996年6月 同 常務取締役 2000年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 2002年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事 2003年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 2003年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 2005年6月 りそな銀行 代表取締役会長 2008年4月 公益社団法人経済同友会 幹事 (現任) 2009年6月 りそな銀行 取締役会長(現任) 2010年6月 株式会社リコー 社外取締役 (現任) 2011年6月 三井不動産株式会社 社外取締役 (現任) 2012年4月 りそなホールディングス 取締役兼執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 (現任)	注1	—
取締役 副会長		檜 垣 誠 司	1951年5月25日生	1975年4月 大和銀行 入行 2003年6月 りそな銀行 執行役 東京融資第二部長 2005年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 2006年6月 同 取締役 監査委員会委員 2007年6月 同 取締役兼代表執行役社長 2008年4月 同 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 2009年4月 りそな銀行 代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括 2011年6月 同 取締役副会長(現任) 2011年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長(現任)	注1	—
代表取締役 社長		岩 田 直 樹	1956年5月2日生	1979年4月 協和銀行 入行 2004年4月 りそな銀行 執行役 マーケティング戦略部担当 2004年10月 りそなホールディングス 執行役 商品企画部担当 2005年10月 りそな銀行 執行役員 ネットワークビジネス部担当兼 コンシューマーバンキング部担当 2006年6月 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼 コンシューマーバンキング部担当 2007年6月 埼玉りそな銀行 社外取締役 2008年4月 りそな銀行 専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 2008年6月 同 取締役兼専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 2009年6月 同 代表取締役社長兼執行役員 地域サポート部担当 2009年6月 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(りそな銀行経営 管理)担当(現任) 2011年6月 りそな銀行 代表取締役社長 (現任)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
代表取締役 副社長 兼執行役員	西日本 担当統括 兼京都・滋賀 営業本部担当 兼九州営業 本部担当 兼独立店担当 兼信託部門 担当統括	廣 富 靖 以	1954年 6 月 15 日生	1978年 4 月 2003年 10 月 2005年 6 月 2008年 4 月 2008年 6 月 2009年 6 月 2010年 6 月 2011年 6 月 2012年 4 月	大和銀行 入行 りそな銀行 執行役 マーケティング戦略部担当 同 常務執行役員 大阪営業部長兼大阪中央営業部長 同 専務執行役員 大阪地域担当 兼京都・滋賀営業本部担当 兼九州営業本部担当兼独立店担当 同 取締役兼専務執行役員 大阪地域担当 兼京都・滋賀営業本部担当 兼九州営業本部担当兼独立店担当 同 代表取締役副社長兼執行役員 大阪地域担当兼京都・滋賀営業本 部担当兼九州営業本部担当兼名古 屋営業本部担当兼独立店担当 同 代表取締役副社長兼執行役員 西日本担当統括兼京都・滋賀営業 本部担当兼九州営業本部担当 兼独立店担当 近畿大阪銀行 社外取締役(現任) りそな銀行 代表取締役副社長 兼執行役員 西日本担当統括 兼京都・滋賀営業本部担当兼九州 営業本部担当兼独立店担当 兼信託部門担当統括(現任)	注 1	—
代表取締役 副社長 兼執行役員	コーポレート ガバナンス 事務局担当	東 和 浩	1957年 4 月 25 日生	1982年 4 月 2003年 10 月 2003年 10 月 2005年 6 月 2007年 6 月 2009年 6 月 2009年 6 月 2011年 4 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2012年 4 月	埼玉銀行 入行 りそなホールディングス 執行役 財務部長 りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当 りそな信託銀行 社外取締役 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当 同 執行役員 コーポレートガバ ナンス事務局担当 りそなホールディングス 取締役兼執行役員副社長 グループ戦略部担当兼コーポレー トガバナンス事務局担当 りそな銀行 執行役員 コーポレートガバナンス事務局担 当兼経営管理部担当統括 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役員副社長 グループ戦略部担当兼コーポレー トガバナンス事務局担当 りそな銀行 代表取締役副社長 兼執行役員 コーポレートガバナ ンス事務局担当(現任) りそなホールディングス 取締役兼代表執行役員副社長 コーポレートコミュニケーション 部担当兼人材サービス部担当兼コー ポレートガバナンス事務局担当 (現任)	注 1	—
取締役 兼専務 執行役員	審査部担当 兼融資管理部 担当	喜 沢 弘 幸	1955年 7 月 21 日生	1978年 4 月 2003年 10 月 2005年 6 月 2006年 6 月 2008年 6 月 2008年 7 月 2009年 6 月 2010年 6 月 2012年 4 月	大和銀行 入行 りそな銀行 執行役 ローン事業部担当 同 常務執行役員 ローン事業部長 同 専務執行役員住宅ローンビジ ネス部担当兼不動産ビジネス部担 当兼不動産営業部担当 同 取締役兼専務執行役員 コンプライアンス統括部担当 兼サービス改革部担当 りそなホールディングス 執行役 サービス改革部担当 同 執行役 サービス改革部担当 兼コンプライアンス統括部担当 りそな銀行 取締役兼専務執行役員 審査部担当 同 取締役兼専務執行役員 審査部担当兼融資管理部担当 (現任)	注 1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
取締役 兼専務 執行役員	コーポレート ビジネス部 担当 兼法人ソリュー ーション 営業部担当 兼公共法人部 担当	田村 泰博	1956年11月26日生	1980年4月 2003年10月 2005年6月 2005年6月 2007年6月 2009年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 執行役 融資企画部長 同 執行役員 オペレーション改革部担当 りそなホールディングス 執行役 オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 りそな銀行 常務執行役員 オペレーション改革部担当 同 取締役兼専務執行役員 コーポレートビジネス部担当 兼法人ソリューション営業部担当 兼公共法人部担当(現任)	注1	—
取締役 兼専務 執行役員	首都圏地域 担当 兼独立店担当	山口 伸淑	1955年1月20日生	1977年4月 2003年6月 2003年10月 2005年6月 2006年4月 2008年4月 2010年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 執行役 東京融資第一部長 同 執行役 コーポレート事業部担当 同 常務執行役員 コーポレート事業部担当 兼不動産事業部担当 兼信託業務部担当 同 常務執行役員 首都ひがし地域担当 同 常務執行役員 東京営業部長 同 取締役兼専務執行役員 首都圏地域担当兼独立店担当 (現任)	注1	—
取締役 兼専務 執行役員	オペレーショ ン改革部担当 兼システム部 担当	池田 一義	1957年1月14日生	1981年4月 2004年4月 2004年4月 2004年6月 2009年6月 2009年6月 2010年6月 2011年6月	埼玉銀行 入行 りそな銀行 執行役 コーポレ ートガバナンス事務局担当 りそなホールディングス 執行役 企画部IR室担当兼広報部担当兼コ ーポレートガバナンス事務局担当 近畿大阪銀行 社外取締役 りそな銀行 常務執行役員 オペレーション改革部担当 兼システム部担当 りそなホールディングス 執行役 オペレーション改革部担当兼購買 戦略部担当兼IT企画部担当 (現任) 埼玉りそな銀行 社外取締役 (現任) りそな銀行 取締役兼専務執行役員 オペレーション改革部担当 兼システム部担当(現任)	注1	—
社外取締役		中前 公志	1961年1月30日生	1984年4月 2005年6月 2008年4月 2010年4月 2010年6月 2011年6月 2012年4月 2012年4月	近畿相互銀行 入行 近畿大阪銀行 総合企画部長 同 執行役員 経営企画部長兼秘書室担当 同 取締役兼執行役員 経営企画部副担当(経営改革プロ ジェクト)兼財務部担当兼秘書室 担当 同 取締役兼常務執行役員 経営企画部副担当(経営改革プロ ジェクト)兼財務部担当兼秘書室 担当 同 取締役兼常務執行役員 経営企画部担当兼財務部担当 りそな銀行 社外取締役(現任) 近畿大阪銀行 代表取締役兼専務 執行役員 経営管理部担当(現任)	注1	—
社外取締役		桑畑 英紀	1960年1月29日生	1983年4月 1993年10月 1996年12月 1999年9月 2003年9月 2008年3月 2008年6月	沖電気工業株式会社 入社 同 半導体グループ再建チーム兼 経営企画・人事企画マネージャー フィリップモリス株式会社 MOD(マネジメント・組織開発グ ローバルプロジェクト)日本代表 兼人事企画統括 マーサージャパン株式会社 組織開発シニアコンサルタント 同 取締役 プリンシパル 組織・人事改革部門代表 株式会社イマージェンス 代表取締役社長(現任) りそな銀行 社外取締役(現任)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
常勤監査役		佐藤 尚文	1956年5月20日生	1979年4月 大和銀行 入行 2004年4月 りそな銀行 執行役 企画部統合推進室長 2004年4月 りそなホールディングス 執行役 企画部統合推進室長 2006年3月 近畿大阪銀行 専務執行役員 システム部担当兼事務企画部担当 2006年6月 同 代表取締役兼専務執行役員 システム部担当兼事務企画部担当 兼リスク統括部担当 兼事故防止対策室担当 2008年4月 同 代表取締役副社長兼執行役員 営業統括本部長兼営業統括部担当 兼システム部担当 兼事務システム更改対策室担当 2010年4月 同 代表取締役副社長兼執行役員 内部監査部担当 2010年6月 りそな銀行 常勤監査役(現任)	注2	—
常勤監査役		野口 正敏	1956年8月11日生	1979年4月 大和銀行 入行 2005年4月 りそなホールディングス 執行役 企画部長 2006年6月 同 執行役 グループ戦略部長 兼コーポレートコミュニケーション部(IR)担当 2007年6月 同 執行役 内部監査部長 2009年6月 りそな銀行 常務執行役員 内部監査部担当 2011年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 2012年6月 りそな銀行 常勤監査役(現任)	注3	—
社外監査役		山下 丈	1946年1月31日生	1985年4月 広島大学 教授 1997年4月 東海大学 教授 1997年7月 弁護士登録 2003年6月 プリマハム株式会社 社外監査役 (現任) 2003年12月 日比谷パーク法律事務所 入所 (現任) 2005年6月 りそな銀行 社外監査役(現任) 2007年4月 明治学院大学法科大学院 教授 (現任)	注2	—
社外監査役		福井 義高	1962年8月13日生	1985年4月 日本国有鉄道 入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社 2000年4月 東北大学大学院経済学研究科 助教授 2002年4月 青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 助教授 2005年6月 りそな銀行 社外監査役(現任) 2008年4月 青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 教授 (現任)	注2	—
計						—

- (注) 1 2012年6月21日から選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。
2 2010年6月24日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
3 2012年6月21日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4 中前公志及び桑畑英紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
5 山下 丈及び福井義高は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
6 当社では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります(取締役を兼務する執行役員を除く)。

常務執行役員 8名 原 俊樹、西東 久、岩田一男、松井浩一、菅 哲哉、古川裕二、根来茂樹、土屋隆志

執行役員 24名 辰野敏彦、西岡明彦、森下清市、伊東弘美、植田伸吾、荒木俊也、佐藤洋誓、中尾安志、吉本敬司、白鳥哲也、桑原亨二、阿部光男、牧野正人、宮嶋 孝、葛野正直、荒川進次、宇野保範、平山泰行、小坂 肇、大橋正彦、浅井 哲、川島高博、木村滋樹、八田恭忠

なお、上記の他、取締役のうち6名は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、2003年6月に多額の公的資金注入を受けたことを風化させることなく、りそなグループ経営理念のもと、健全で効率的な経営に努めております。グループの一員として、持株会社である株式会社りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ企業価値向上に取り組んでおります。

経営体制については、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び効率化を図っております。また、社外取締役を招聘する等、取締役会による監督機能強化を図っております。

< 「りそなグループ経営理念」 ・ 「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」 >

りそなグループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を定めております。

りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

ア. りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

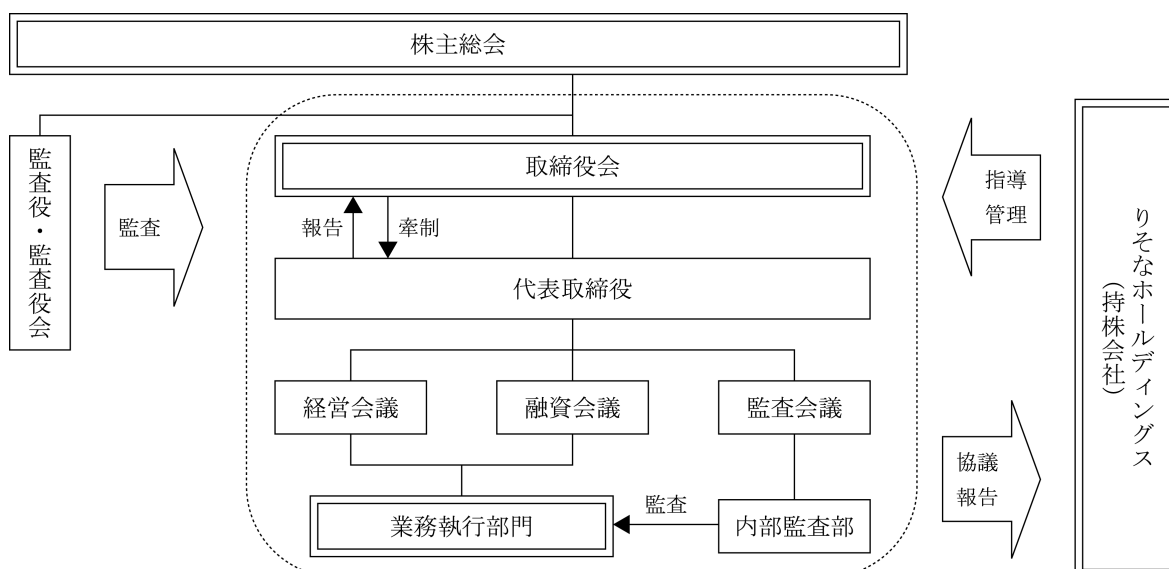
お客さまの信頼に応えます。
 変革に挑戦します。
 透明な経営に努めます。
 地域社会とともに発展します。

イ. りそなWAY(りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの 信頼関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。 • お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 • 常に感謝の気持ちで接します。
株主と 「りそな」	「りそな」は株主との 関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。 • 健全な利益の適正な還元を目指します。 • 何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。
社会と 「りそな」	「りそな」は社会との つながりを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。 • 広く社会のルールを遵守します。 • 良き企業市民として地域社会に貢献します。
従業員と 「りそな」	「りそな」は従業員の 人間性を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。 • 創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。 • 従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

② 会社の機関等の内容

<コーポレート・ガバナンス体制>



当社は、取締役会については、取締役11名のうち2名を社外から招聘し、業務執行の決定と、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。2011年度には16回開催しております。

また、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

その他に、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を協議・報告する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を協議・報告する機関である監査会議等を設置しております。

* 当社は、取締役の員数を3名以上とする旨定款に規定しております。

* 当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に規定しております。

③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア. 社外取締役及び社外監査役の構成

提出日現在の社外取締役及び社外監査役の構成は以下のとおりです。

役職名	氏名	兼職状況
取締役	中 前 公 志	株式会社近畿大阪銀行 代表取締役兼専務執行役員
取締役	桑 畑 英 紀	株式会社イメージンス 代表取締役社長
監査役	山 下 丈	弁護士(日比谷パーク法律事務所 客員) 明治学院大学法科大学院 教授 プリマハム株式会社 社外監査役
監査役	福 井 義 高	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授

(注) 1 上記4氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係その他について特別な利害関係はありません。

2 上記4氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

イ. 社外取締役及び社外監査役の活動状況

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言を行っております。

役職名	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2011年度)	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役	桑畑英紀	3年9ヵ月	当年度取締役会16回開催のうち16回出席。	人材マネジメント改革の専門家としての知識や経験に基づき、特に、リーダーシップ開発や組織改革の観点からの積極的な意見・提言があります。
監査役	山下丈	6年9ヵ月	当年度取締役会16回開催のうち14回出席。 当年度監査役会14回開催のうち14回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、コンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
監査役	福井義高	6年9ヵ月	当年度取締役会16回開催のうち16回出席。 当年度監査役会14回開催のうち14回出席。	経営工学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、各種リスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1 在任期間は、社外取締役及び社外監査役の就任後から当該事業年度までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議は2回行っております。

ウ. 責任限定契約

社外取締役である中前公志氏及び桑畑英紀氏、ならびに社外監査役である山下丈氏及び福井義高氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

エ. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス事務局)を設置しております。

コーポレートガバナンス事務局は、取締役会の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項等について、原則定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役員等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。

また、取締役会における社外取締役の意見・要望等については、コーポレートガバナンス事務局にて一元管理し、全ての意見・要望等への対応状況や結果を社外取締役または取締役会へ報告しております。

新任の社外取締役に対しては、銀行業務の中で特に専門性が高い業務について、担当所管部署の執行役員等による勉強会を複数回実施しております。

オ. 社外監査役のサポート体制

監査役・監査役会の職務を補助すべき使用人として監査役会事務局を設置しております。同事務局スタッフが社外監査役に取締役会及び監査役会において付議される事項等について事前の説明を行い、社外監査役をサポートする体制をとっています。

④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ア. 内部統制システムに関する基本的な考え方

りそなグループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組んでおります。また、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指しております。

当社においても、この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、当社内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制を構築することを目指しております。

<基本方針>

当社は、グループ企業価値向上に向け、りそなグループの一員として相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

「内部統制に係る基本方針」の概要

I. はじめに	<p>当社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
II. 内部統制の目的 (基本原則)	<p>当社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
III. 内部統制 システムの構築 (基本条項)	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT (Information Technology) への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <p>なお、信託業務については、「信託業務の管理に係る基本方針」を定め、委託者及び受益者の保護並びに信託業務の健全かつ適切な運営を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の取締役及び執行役員からの独立性の確保に関する事項 8. 取締役、執行役員及び使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制に関する事項 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

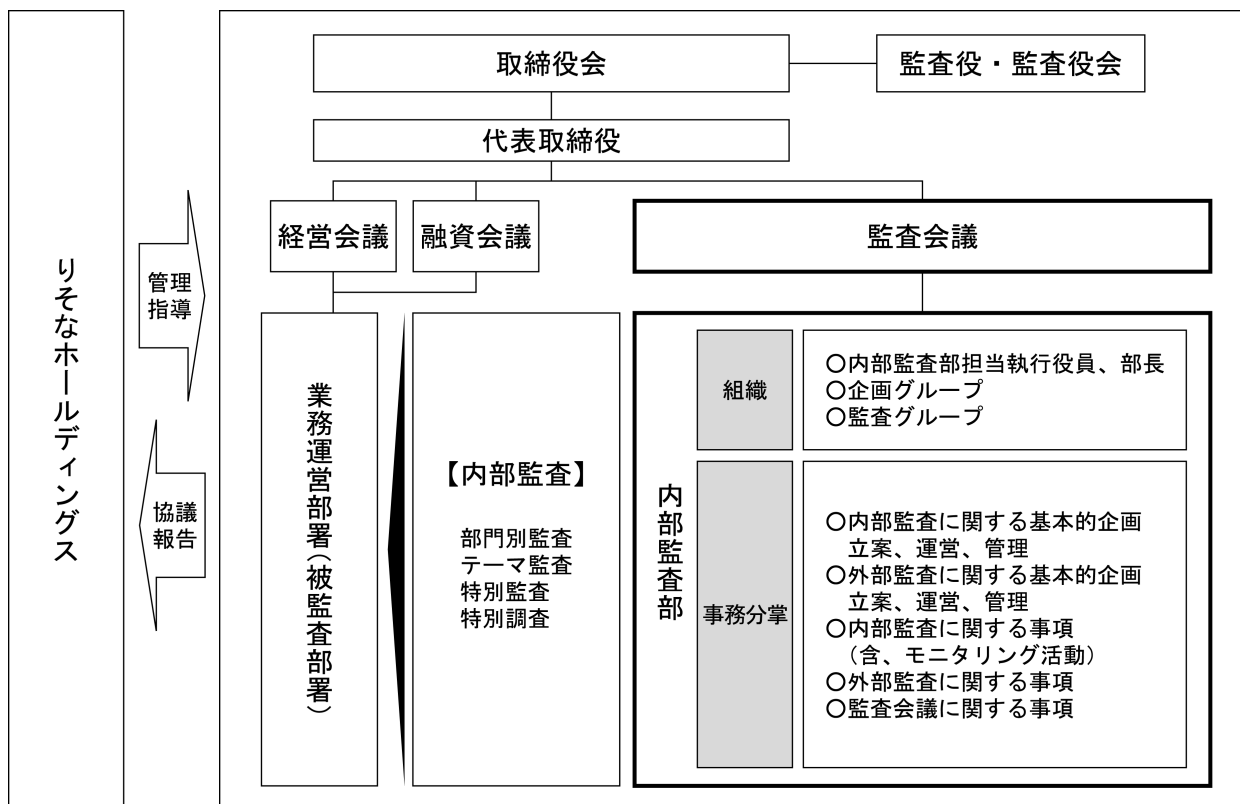
a. 内部監査に係る体制整備の状況

当社では、内部監査体制を整備するため「内部監査基本方針」を定め、これに基づき、地域・営業部店や本部等の業務担当部署から独立した内部監査部が、業務運営の管理態勢の適切性及び有効性について、客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた勧告・提言等を行っております。

具体的には、内部監査部が監査対象部署に対し、指摘、提案、ならびに改善策及び改善計画の策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の進捗管理を行っております。また、内部監査部は内部監査結果を分析し、直接監査対象とならなかった業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

内部監査部は、内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定し、これに基づき内部監査を実施します。なお、当社においてグループ全体の運営に関する事項について、当社内部監査部は、株式会社りそなホールディングスの内部監査部と連携して監査にあたる体制を構築しております。

<内部監査体制>



b. 法令等遵守に係る体制整備の状況

りそなグループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなW A Y を役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D (りそなグループ行動指針)」を定めております。

この基本理念のもと、当社は「コンプライアンス基本方針」を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践し主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

なお、株式会社りそなホールディングスにおいて、グループ各社の従業員からのコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、従来よりホットライン制度を設けるとともに、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

体制面においては、当社にコンプライアンス統括部を設置するとともに、関係部署の役員・部長等をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する諸問題を協議しております。また、株式会社りそなホールディングス及び当社をはじめとするグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討しております。さらに、地域・営業店や本部等の各部署の長をコンプライアンス責任者とし、コンプライアンスの徹底を図るとともに、各地域にコンプライアンス統括部所属のコンプライアンスオフィサーを1名ずつ駐在させ、各地域内のコンプライアンスの強化に向けた指導、啓発等を行う体制としております。

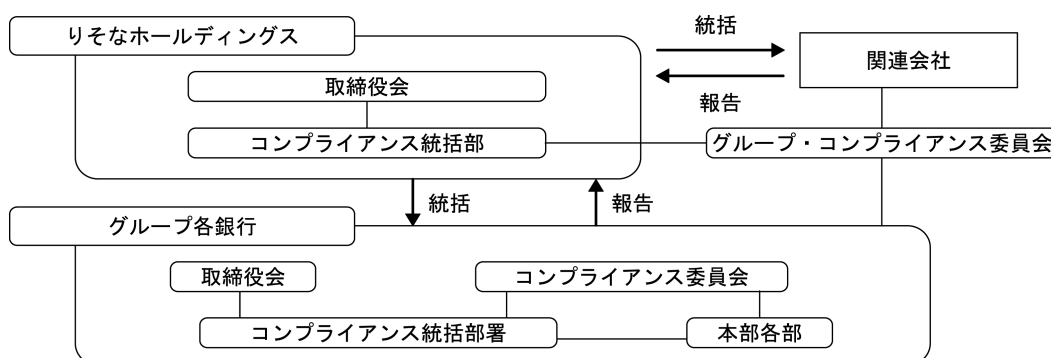
また、コンプライアンス統括部内に金融商品コンプライアンス室を設置し、お客さまへの説明管理態勢の整備に努めております。なお、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応、お客さまとの取引において発生する利益相反の管理に関する管理部署を明確化するとともに、これら部署等で構成する「サービス品質管理委員会」を設置し、組織横断的な協議・管理を行うなど、顧客保護等管理態勢の整備に努めております。

コンプライアンス委員会及びサービス品質管理委員会での協議や管理等により「信頼度No. 1への挑戦」に取り組んでおります。

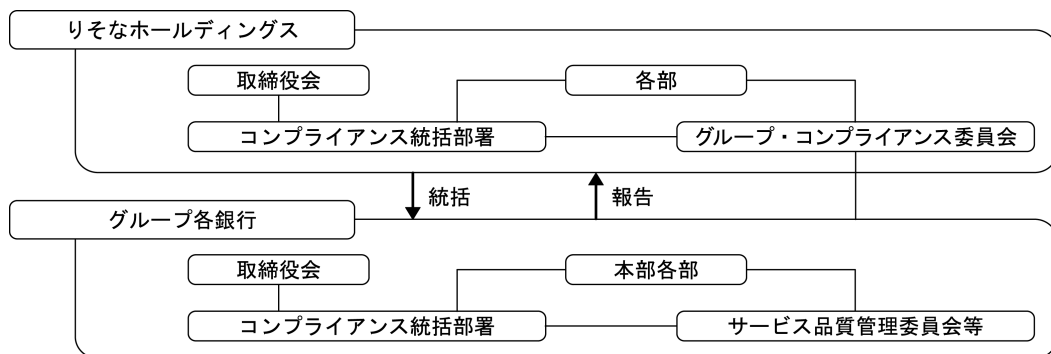
<りそなSTANDARDの概要>

STANDARD-I	お客さまのために 最適なサービスのご提供、誠意ある対応、守秘義務の遵守 など
STANDARD-II	変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
STANDARD-III	誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
STANDARD-IV	責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など
STANDARD-V	社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

<グループのコンプライアンス運営体制>



<グループの顧客保護等管理体制>



c. リスク管理に係る体制整備の状況

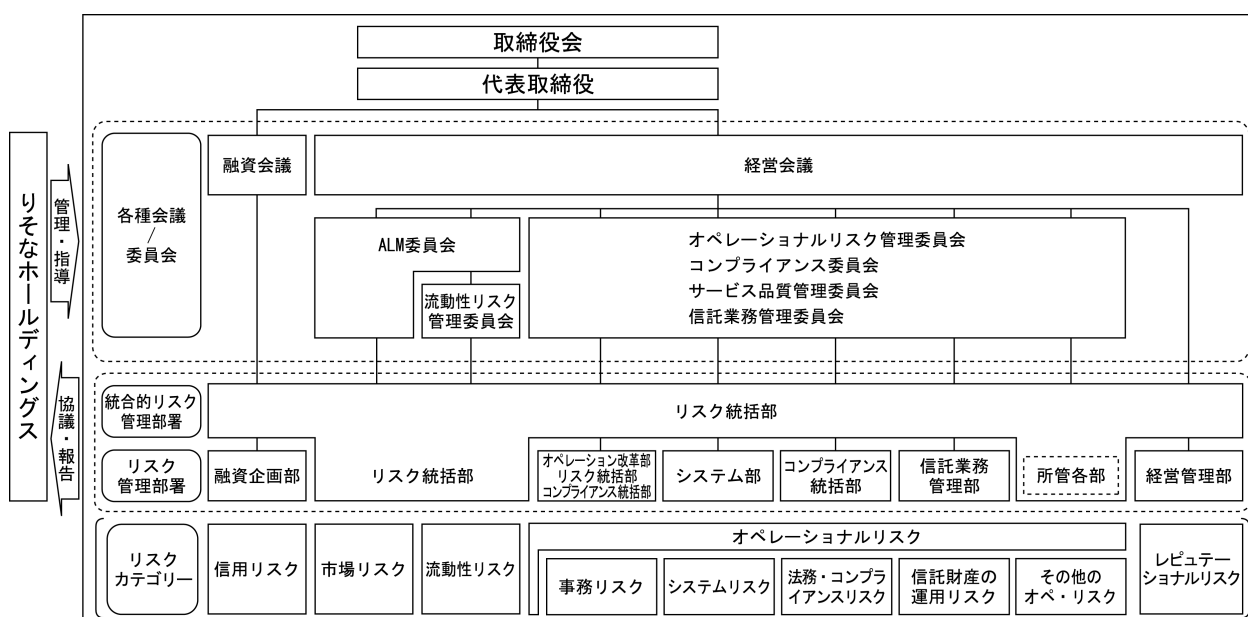
当社は、りそなグループの一員として、株式会社りそなホールディングスにおいて強固なリスク管理体制の確立を目的として制定した「グループリスク管理方針」を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、統合的にリスクを管理する統合的リスク管理部署を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としております。なお、当社のリスクの状況は、定期的に株式会社りそなホールディングスへ報告するとともに、リスク管理上の重要事項の決定に際しては、株式会社りそなホールディングスと事前協議を行う体制としております。

当社業務における主要なリスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、信用リスク管理の基本原則として「クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。また、営業推進部署から独立した信用リスク管理部署等を設置し牽制機能を確保する体制を整備するとともに、適切な審査・与信管理による健全かつ収益性の高い資産の積み上げ、信用格付制度による客観的な信用リスクの把握、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などにより、信用リスク管理の高度化に努めております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復(業務継続・復旧)が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

<リスク管理体制>



ウ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

りそなグループは、「①反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である②反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する」ということを基本的な考え方としております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(イ) 社内規則の整備状況

りそなグループは、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」において『反社会的勢力とは、断固として対決します』と宣言しており、当社は、「コンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

(ロ) 対応部署および不当要求防止責任者

当社に設置されたコンプライアンス統括部を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対処等を行っております。

また不当要求防止責任者を各営業拠点等に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

(ハ) 外部の専門機関との連携状況

コンプライアンス統括部において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点等においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

(ニ) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コンプライアンス統括部において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

(ホ) 対応マニュアルの整備状況

当社は、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

(ヘ) 研修活動の実施状況

当社は、コンプライアンス基本方針において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

(ト) 暴力団排除条項の導入

取引開始に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合やお取引先が反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠としての条項(いわゆる「暴力団排除条項」)を導入し、反社会的勢力との取引防止にむけた取組みを強化しております。

⑤ 監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役員のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております(2012年3月31日現在、部長以下84名で構成)。さらに、内部監査・外部監査に関する事項を協議し、あるいは監査結果の報告を受ける機関として、「経営会議」とは別に、代表取締役の全員、内部監査部担当執行役員及び内部監査部長で構成される「監査会議」を設置しております。

内部監査部においては、取締役及び監査役を除く銀行の全ての業務及び部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた勧告・提言等を行うことにより、業務の安定的な維持発展、企業価値の向上に努めております。

内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、監査役や外部監査人の意見等も踏まえ、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の効率性及び実効性にも配慮した年度の監査基本計画に織り込み、取締役会の承認を得ております。

内部監査の結果については、監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、問題点の改善提言に基づく被監査部署の改善状況については、定期的に取り纏めて監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、内部監査部は会計監査人等の外部監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を受けているほか、随時情報交換を行うなど連携に努め、内部統制上の問題点について認識共有化を図っております。外部監査結果については取締役会に報告しております。

なお、2011年度の会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

有限責任監査法人トーマツ 大森 茂氏 (1年)

木村 充男氏 (2年)

牧野 あや子氏 (4年)

(その他補助者67名)

* ()内年数は、継続監査年数

監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会を設置しております。常勤の監査役を中心に社内の重要会議に出席し、取締役等への定期的なヒアリングや、重要書類の閲覧等を通じて得られた情報を基に監査役会にて協議を行い、内部統制システムの適切性を監視・検証するとともに、内部統制部門に対する助言・提言を行っております。同時に、内部監査部等との連携や、監査環境の整備を図ることにより、監査の実効性向上に努めております。会計監査についても、会計監査人の監査実施状況及び監査の結果につき定期的に報告を受け、随時意見交換を行うなど連携を図っております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬の内容

ア. 取締役及び監査役に対する報酬等

(対象期間：2011年4月1日から2012年3月31日まで)

(単位：百万円)

役員区分	員数	報酬等の総額			
		基本報酬	業績連動報酬	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	9	199	105	93	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	37	—	—	—
社外取締役	6	30	28	1	—
社外監査役	2	17	—	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 上記には、2011年6月23日付で退任した社外取締役3名を含んでおります。
- 3 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。
- 4 株式取得報酬の支給はありません。
- 5 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。
- 6 株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。
(2012年3月31日現在)
取締役 月額 28百万円
監査役 月額 6百万円
- 7 社外取締役及び社外監査役に対する親会社からの報酬等は、以下のとおりであります。
支給員数 1名
報酬等の額 1百万円

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

- a. 当社の取締役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額総額を決定し、その範囲内において、取締役会がさらに代表取締役社長に取締役が受ける個人別の報酬等の決定を委任することとしております。

当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングス報酬委員会において定めた内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定めております。

- ・当社の取締役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
- ・更に、代表取締役及び業務を執行する取締役（以下、代表取締役等）が受ける報酬等は、りそなグループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします（2010年6月導入）。

(イ) 取締役（非執行）の報酬体系

取締役（非執行）の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬で構成します。代表取締役等に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

- ・役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

- ・業績連動報酬（変動報酬）

取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

(ロ) 代表取締役等の報酬体系

代表取締役等の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。

- ・役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

- ・業績連動報酬（変動報酬）

代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

- ・株式取得報酬（変動報酬）（2010年6月導入）

中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、りそなホールディングス株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた代表取締役等は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、りそなホールディングス株式を取得し、退任後1年まで保有します。

- b. 当社の監査役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額総額を決定し、その範囲内において、監査役の協議により監査役が受ける個人別の報酬等を決定しております。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

なお、退職慰労金制度については、2004年6月24日をもって廃止しております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項等及び取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項等

ア. 当社は、取締役及び監査役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に規定しております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

なお、当社は、第3期定時株主総会終結日前の旧商法特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び執行役(執行役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除する旨定款に規定しております。これは、当社が委員会等設置会社であった時に定めておりました取締役及び執行役の責任免除規定を有効なものとするためであります。

イ. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨定款に規定しております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的としております。

⑧ 種類株式の発行

当社は、普通株式と権利関係の異なる種類株式として、株主総会における議決権を有しない己種第一回優先株式(ただし、無配になった場合には議決権を有します)及び株主総会における議決権を有する第3種第一回優先株式を発行しております。各種類株式の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」の記載を参照下さい。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	241,690,000	—	249,520,000	27,000,000
連結子会社	2,300,000	—	2,300,000	—
計	243,990,000	—	251,820,000	27,000,000

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社であるりそなプルダニア銀行(P.T. Bank Resona Perdania)は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているOsman Bing Satrio & Rekan(Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee)に対して、2010年12月事業年度の監査報酬等を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるりそなプルダニア銀行(P.T. Bank Resona Perdania)は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているOsman Bing Satrio & Rekan(Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee)に対して、2011年12月事業年度の監査報酬等を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当ありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、受託業務における内部統制の整備及び運用状況の検証業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の独立性を担保し、監査公認会計士等による監査の実効性と信頼性を確保するため、当社の監査報酬の決定におきましては、監査公認会計士等から年間の監査計画、監査見積もり日数及び単価の提示を受け、当社の親会社である株式会社りそなホールディングスと協議の上、その妥当性を確認して報酬額を決定することとしております。